

特定建築物所有者等 様

大阪府健康医療部生活衛生室

環境衛生課長

## 冷却塔に起因するレジオネラ症の防止について

日頃から、本府環境衛生行政に御協力いただきありがとうございます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第4条に基づく建築物環境衛生管理基準では、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置として、冷却塔の維持管理を適切に行うよう、空気調和設備を備える特定建築物所有者に義務づけており、これまでも、管理基準に沿った維持管理をお願いしてきたところです。冷却塔は、外部からレジオネラ属菌の汚染を受けやすく、増殖したレジオネラ属菌が周辺に飛散しやすい設備であり、近年、冷却塔に起因するレジオネラ症の集団感染事例が散見されています。

つきましては、別添のとおり厚生労働省より事務連絡がありましたので、本年も気温が高くなってきたことから、改めて建築物環境衛生管理基準を遵守し、冷却塔の適切な維持管理を実施していただきますようお願いいたします。

以下に、国立健康危機管理研究機構（組織統合前：国立感染症研究所）や、厚生労働省のホームページで公開している資料を記載しましたので、御参考としていただきますようお願いいたします。

（参考）

- 1) 花鳥賊広人, 病院の冷却塔に起因したレジオネラ症集団感染事例について, 2024, 病原微生物検出情報(IASR), 45, 112-114.  
<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/iasr/45/533/article/040/index.html>
- 2) 小林慶吾ら 冷却塔からの曝露が示唆されたレジオネラ症集積事例を経験して（第1報）～疫学調査と施設対応について～, 2024, 病原微生物検出情報(IASR), 45, 114-116.  
<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/iasr/45/533/article/050/index.html>
- 3) 泉山信司, 令和6年度生活衛生関係技術担当者研修会 資料5「公衆浴場等におけるレジオネラ対策について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001394371.pdf>
- 4) 第5版 レジオネラ症防止指針（公益財団法人日本建築衛生管理教育センター 令和6年9月改版）  
舘田一博, 令和6年度生活衛生関係技術担当者研修会 資料6「第5版 レジオネラ症防止指針について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001463326.pdf>

「お問い合わせ」

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課衛生指導グループ

〒540-0008 大阪府中央区大手前3-2-12 府庁別館2階

TEL: 06-6944-9180

E-mail: [kankyoeisei-g08@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kankyoeisei-g08@gbox.pref.osaka.lg.jp)